

7 第 66 条の 6 ～ 第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

【改正の概要】

平成 28 年度の税制改正において、内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度について、次の見直しが行われた。

(1) 適用除外基準の適用方法について、次のとおり見直しが行われた（措法 66 の 6 ③、措令 39 の 17⑤⑥⑬）。

イ 特定保険外国子会社等（一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている特定外国子会社等で保険業法第 219 条第 1 項《免許》に規定する引受社員に該当するものをいう。以下同じ。）の実体基準又は管理支配基準の判定について、その特定保険外国子会社等に係る特定保険協議者（その特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う等の一定の要件を満たす特定外国子会社等をいう。以下同じ。）がその本店所在地国において実体基準又は管理支配基準を満たしている場合には、その特定保険外国子会社等は実体基準又は管理支配基準を満たすものとされた。

ロ 保険業を主たる事業とする特定外国子会社等である特定保険協議者の非関連者基準の判定について、その特定保険協議者とその特定保険協議者に係る特定保険外国子会社等との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとされた。

(2) 特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国法人税の額の控除を行う場合における調整適用対象金額の計算について、調整適用対象金額の計算上加算することとされる特定外国子会社等が子会社（持株割合 25% 以上等の要件を満たす法人をいう。）から受ける配当等の額等はその特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の課税標準に含まれるものに限ることとされた（措令 39 の 18①）。

なお、連結納税制度においても同様の改正がされている（措法 68 の 90③、措令 39 の 117 ⑤⑥⑬、39 の 118①）。

【新設】（特定保険協議者の管理支配基準の判定）

66 の 6-17 の 5 措置法令第 39 条の 17 第 6 項に規定する特定保険協議者がその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定は、66 の 6-16 前段の取扱いにより行うことに留意する。

【解説】

1 特定外国子会社等が措置法第 66 条の 6 第 3 項《内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入》に規定する全ての適用除外基準を満たしている場合には、部分課税対象金額の益金算入規定が適用されない限り、外国子会社合算税制の適用はないこととされており、その適用除外基準として、特定外国子会社等が株式等の保有など一定の事業を主たる事業として行っていないこと（事業基準）、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること（管理支配基準）などが定められている。

- 2 平成28年度の税制改正において、特定外国子会社等のうち特定保険外国子会社等の実体基準又は管理支配基準の判定について、その特定保険外国子会社等に係る特定保険協議者がその本店所在地国において実体基準又は管理支配基準を満たしている場合には、その特定保険外国子会社等は実体基準又は管理支配基準を満たすものとされた（措法66の6③）。
- 3 ところで、特定外国子会社等である特定保険外国子会社等の管理支配基準すなわち「本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること」における特定外国子会社等が自ら事業の管理、支配等を行っているかどうかの判定は、措置法通達66の6-16《自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義》前段の取扱いにより行うのであるが、特定保険外国子会社等の管理支配基準における特定保険協議者の管理支配基準の判定についても、特定保険協議者は特定外国子会社等に該当することから、これと同様に行うことを本通達は留意的に明らかにしている。なお、措置法通達66の6-16後段の留意事項についても、同様に適用されることとなる。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の90-17の5）を定めている。